

福島県土木部 BIM/CIM 活用工事試行要領

1 BIM/CIM 活用工事の実施方法

以下に基づき、3次元モデルを活用する。

1. 1 BIM/CIM 実施計画書

3次元モデルの活用について、受発注者間で協議し、以下の内容を記載する。

- 1) 工事概要
- 2) 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- 3) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 4) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 5) 3次元モデルの作成担当者
- 6) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

1. 2 BIM/CIM 実施報告書

BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載する。

- 1) 工事概要及び3次元モデルの活用概要（実施概要、活用効果と課題等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- 2) 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- 3) 後段階への引継事項（2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- 4) 成果物
- 5) その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

1. 3 BIM/CIM 活用工事の確認

発注者は、受注者が3次元モデルを作成・活用するにあたって、以下の内容を確認する。

- 1) 3次元モデルの作成内容の確認
 - ・ 測地系、単位系が正しく設定されているか
 - ・ 構造物等が正しい位置に配置されているか
 - ・ 無償ビューワーで3次元モデルを閲覧可能か
 - ・ BIM/CIM 実施計画書で示した3次元モデルが作成されているか
- 2) 実施報告書の記載内容の確認
 - ・ 実施概要、効果の結果等が記載されているか
 - ・ 引継事項が記載されているか
 - ・ 2次元図面と3次元モデルの整合に関する情報が記載されているか
- 3) 電子成果品の納品内容の確認
 - ・ 各電子納品要領に基づきBIMCIM フォルダが作成されているか
 - ・ 納品された3次元モデルは、オリジナルデータその他、IFC 又はJ-LandXMLのデータ形式で格納されているか

2 BIM/CIM 活用工事の発注方法

BIM/CIM 活用工事については、入札公告、特記仕様書等に明記する。

なお、BIM/CIM 活用工事は、以下の発注方式を標準とする。

2. 1 発注者指定型

発注者の指定により3次元モデルの活用を行う方式である。

大規模構造物^{*}の工事において、参照する3次元モデルがある場合は、原則として義務項目を活用するものとし、発注者指定型を適用する。

また、推奨項目を発注者の指定により実施する場合も、発注者指定型を適用する。

ただし、義務項目及び推奨項目の実施にあたって、発注者が現場条件により適用不可と判断した場合や費用対効果が見込めないと判断した場合には、受発注者協議において活用を取りやめ、または変更しても良い。

なお、発注者指定型であっても、受注者からの提案により活用内容を追加することを積極的に検討されたい。

2. 2 受注者希望型

契約後において、受注者から3次元モデルの活用希望があった場合に3次元モデルの活用を行う方式である。

発注者指定型を適用するものを除き、全ての工事で受注者希望型を適用する。

3 工事費の積算

BIM/CIM 活用工事による費用は、見積を徴収して積算するものとする。活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることを鑑み、契約後に受注者からの見積により契約変更で対応する。

また、受注者からの提案により、発注者が費用負担する場合は、発注者が活用効果等を確認のうえ必要と判断したものに限ることに留意する。

共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上すること。

項目名：BIM/CIM 活用工事に要する費用

4 入札公告等の記載例

入札公告の記載例

○その他

本業務は、B I M / C I M活用工事である。

特記仕様書の記載例

○BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 活用工事である。実施にあたっては「福島県土木部土木業務・工事における BIM/CIM 活用に関する実施方針」「福島県土木部 BIM/CIM 活用工事試行要領」（以下「試行要領」という。）に基づき、工事プロセスにおいて、「BIM/CIM」を活用する。

なお、契約後の受発注者協議において、当該工事における BIM/CIM 活用が効果的ではない等、実施しなかった場合において、工事成績評価の減点等のペナルティを課すものではない。

また、契約後の工事の進捗や受発注者間協議において実施項目に変更等が生じた場合には、設計変更の対象とする。

※大規模構造物：トンネル、橋梁上下部（橋長50m以上）、シェッド上下部等

附則

本試行要領は、令和7年4月1日から適用する。

附則

本試行要領は、令和7年7月8日から起工する工事に適用する。

また、令和7年4月1日から令和7年7月7日までに起工した工事については、受発注者間で協議し、必要と認められる場合は、本試行要領を適用できる。